

社団法人 日本エアロビック連盟 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人日本エアロビック連盟という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区東大井5丁目7番10号クレストワン3Fに置く。

(支 部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要の他に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、エアロビック界を統括し、代表する団体としてエアロビックの普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 エアロビックの普及及び指導
- 二 エアロビックの日本選手権大会及びその他の競技会の開催
- 三 エアロビックの国際競技大会等に対する代表参加者の選定及び派遣、並びに外国からの選手等の招聘
- 四 エアロビックに関する講習会の開催及び指導者の育成
- 五 エアロビックに関する調査、研究
- 六 エアロビックの審判員の養成及びその資格の認定
- 七 エアロビックの競技力向上の推進
- 八 エアロビックに関する競技規則の制定
- 九 エアロビックに関する音楽・出版物の発行
- 十 財団法人日本体育協会に対し、エアロビック界を代表して加盟すること
- 十一 その他法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- 一 正会員 (1)都道府県におけるエアロビックを統括する団体の代表者及びこれに準ずる者
(2)理事会の承認を受けた団体の代表者
(3)学識経験者で理事会において選任された者
- 二 賛助会員 この法人の事業を支援する個人又は法人
- 三 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で理事会の議決をもって推薦された者

2 前項各号の会員のうち、正会員をもって民法上の社員とする。

(入 会)

第7条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 名誉会員は入会金及び会費を納めることを要しない。
- 3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 一 退会したとき。
- 二 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である法人が解散したとき。
- 三 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。

- 一 この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- 二 この法人の会員としての義務に違反したとき。
- 三 会費を2年以上滞納したとき。

第4章 役員及び職員等

(役 員)

第12条 この法人には、次の役員をおく。

- 一 理事10名以上15名以内（うち、理事長1名、副理事長1名及び常務理事2名）
- 二 監事2名

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は互選で理事長、副理事長及び常務理事を定める。

- 2 理事のうちいずれか1名とその親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第14条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代理し又はその職務を行う。
- 3 副理事長は理事長を補佐する。
- 4 常務理事は理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
- 5 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- 一 法人の財産の状況を監査する。

- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

(顧問及び参与の選任)

第16条 この法人には、顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、総会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問はこの法人の運営にかかわる重要な事項について、理事長及び理事会の諮問に応ずる。
- 4 参与は、理事会の諮問に応ずる。

(役員任期)

第17条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び正会員現在数各々の4分の3以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

- 一 心身の故障のための職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第19条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は理事長が任免する。
- 3 職員は有給とする。

第5章 会 議

(理事会の招集等)

第21条 理事会は、毎年2回以上理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第22条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席したものとみなす。

- 2 理事会の議決は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第23条 総会は、第6条第1号の正会員をもって組織する。

(総会の招集)

第24条 通常総会は、原則として2月と6月に理事長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集する。

- 3 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくとも15日以前にその会議の付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第25条 通常総会の議長は、出席正会員の互選とし、臨時総会の議長は会議の都度出席正会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第26条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び収支予算についての事項
- 二 事業報告及び収支決算についての事項
- 三 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項
- 四 その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員現在数の過半数以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として評決を委任した者は、出席したものとみなす。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第28条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第29条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名捺印の上、これを保存する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 入会金及び会費
- 三 資産から生ずる収入
- 四 事業に伴う収入
- 五 寄附金品
- 六 その他の収入

(資産の種別)

第31条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - 一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - 二 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - 三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第32条 この法人の財産は理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が補完する。

(基本財産の処分の制限)

第33条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び正会員現在数の各々3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第34条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会及び総会の議決を経て毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なくてはならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第36条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書と共に、監事の意見をつけ、理事会及び総会の承認を受けて毎事業年度終了ご3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度繰り越すものとする。

(長期借入金)

第37条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び正会員現在数の各々の3分の2以上の議決を経て、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第38条 第33条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、理事現在数及び正会員現在数の各々の3分の2以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することはできない。

(解 散)

第41条 この法人の解散は、理事現在数及び正会員現在数の各々の3分の2以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第42条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び正会員現在数の各々の3分の2以上の議決を経て、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第43条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- 一 定款
- 二 社員の名簿
- 三 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- 四 財産目録
- 五 資産台帳及び負債台帳
- 六 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- 七 理事会及び総会の議事に関する書類
- 八 官公署往復書類
- 九 収支予算書及び事業計画書
- 十 収支計算書及び事業報告書
- 十一 貸借対照表
- 十二 正味財産増減計算書
- 十三 その他の必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類は帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第2号及び第4号の書類、同項第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

この定款は、平成4年11月27日から施行する

この定款は、平成15年3月31日に一部変更

この定款は、平成21年7月1日に一部変更

附 則

- 1 第13条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。この場合の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。

理 事 (理事長)	小西 晃一
理 事 (常務理事)	西郷 捷
理 事 (常務理事)	知念 かおる
理 事 石橋 泰	
理 事 内田 順子	
理 事 奥村 廣重	
理 事 杉浦 伸郎	
理 事 信藤 直樹	
理 事 長谷川洋子	
理 事 深瀬 吉邦	
理 事 三矢八千代	
監 事 木山 武	
監 事 長沢 淑郎	

- 2 第39条の規定にかかわらず、この法人設立当初の会計年度は法人設立の日から平成5年3月31日までとする。
- 3 従前国際エアロビック連盟に属した権利義務のうち、日本国内における事業に係わるもので、別に定めるものは、この法人の設立と同時にこの法人に継承されるものとする。